

告示

埼玉県告示第千四百二十三号

測量計画機関である東秩父村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東秩父村

二 作業種類

公共測量（カラーデジタル空中写真）

三 作業地域

東秩父村全域

四 作業期間

平成二十八年十月五日から平成二十九年三月二十四日まで